

はまなす会会則

平成23年12月19日現

- 第1章 総則
- 第1条 本会は、北海道大学工学部機械工学科が昭和3年に第1期生を輩出以来、戦前から存続していた北大機械工学科東京同窓会が昭和34年4月に改名した「はまなす会」を継承し、はまなす会と称する。
- 第2条 本会は、会員相互の親睦を厚くし、且つ、北海道大学工学部機械知能工学科・大学院工学研究科在籍者及びOBの先生との交流と親睦を図り、同学科並びに会員の隆盛発展を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の行事、活動等を行う。
1. 会員相互、及び先生との交流と親睦を図る行事
 2. 北海道大学工学部同窓会東京支部の活動に参加
 - 3.
- 第2章 会員
- 第4条 本会会員は、北海道大学工学部機械知能工学科（旧機械工学科・機械工学第二学科・物理学系機械工学科）及び同大学院工学研究科（機械工学・機械工学第二・機械科学専攻）の卒業生で、住所、或いは勤務先が原則として関東地区に在る者をもって組織する。
- 第3章 役員
- 第5条 本会に次の役員を置く。
- | | |
|-------|-----|
| ・ 会長 | 1名 |
| ・ 副会長 | 2名 |
| ・ 幹事 | 若干名 |
| ・ 顧問 | 若干名 |
- 第6条 役員は下記要領にて選任する。
- ・ 会長は、その年度の行事取纏めを行う卒業年度（以下、取纏め年度と称し、原則として卒業年度の1年順送り）会員の互選により推薦され、前会長が指名する。
 - ・ 副会長の1名は、取纏め年度会員より会長が指名する。
 - ・ 副会長の他の1名は、取纏め年度の次年度卒業期会員の中から、当該同期会員の互選により推薦され、会長が指名する。
 - ・ 幹事は原則として取纏め年度会員から本会の行事実行に必要な若干名（以下、取纏め年度幹事と称する）と、各卒業期の会員への連絡を円滑に行うため、各卒業期毎に、原則として、各1名選任する（以下、年次幹事と称する）。選任に当たっては卒業期毎の互選により推薦され、会長が指名する。但し、取纏め年度幹事に、取纏め年度以外の会員を加えることを妨げない。
 - ・ 顧問は、歴代役員の中から会長が依嘱する。
- 第7条 役員任期は、原則として毎年10月から翌年の9月までの1年とする。但し、年次幹事の再任は妨げない。また、顧問の任期は原則として3年とするが再任は妨げない。
- 第8条 役員は、下記の職務を分掌する。
- ・ 会長は、本会を代表し、本会の行事、活動等の会務を統括する。
 - ・ 副会長は、会長を補佐し、会務を分掌する。
 - ・ 取纏め年度幹事は、本会の行事の計画立案及び実行に幹事役として参加する。
 - ・ 年次幹事は取纏め年度幹事を支援し、主として同期の会員への連絡を行う。
 - ・ 顧問は、重要事項について会長の諮問に対して助言を行う。また、顧問は相互に連絡をとり顧問会を適宜開催し、長期的観点から会長他取纏め年度幹事に助言を行う。
- 第9条 本会の会務、特に役員への連絡、会計等の事務処理の事務局を設け、取纏め年度幹事がこれを行う。
- 第4章 行事、活動等
- 第10条 行事は年1回、毎年7月第1土曜日に親睦会を開催する。但し、会長が必要と認め、役員会にて承認を受けた場合は、臨時の会を開くことができる。
- 第11条 前条親睦会の開催準備のために役員会を毎年11月以前に開く。また、本役員会は、前役員（事務局を含む）から新役員への会務引継ぎの場とする。出席者については出席人員を考慮し、会長もしくは副会長が複数人員を指名し連絡する。
- 第12条 本会は、北海道大学工学部同窓会東京支部の行事に参加し、その連絡会には原則として当会の顧問間の互選により選任された顧問が出席する。
- 第13条 本会の、行事等に必要な費用は、それらに参加する会員の参加費をもって充当する。但し、北海道大学工学部同窓会東京支部連絡会に出席する費用は、同支部から本会が受領する補助金を充当する。なお、本会の会計は、役員会の監査を受ける。
- 第5章 付則
- 第14条 本会則は、役員会にて承認を受けた日（平成9年4月11日）から施行する。
- 第15条 本会則の変更は、役員会の承認を要する。

改訂履歴：

<1> 平成18年9月26日の臨時役員会の打合せ結果を踏まえ、平成18年11月13日開催の役員会の承認を受け会則条文を改訂した。

変更理由に関しては以下の如くである。

- 1) 第2条
現役在学者に関しては平成18年の大学における機構改革を踏まえ修正した。
- 2) 第4条
会員資格者について平成10年および平成18年の大学における機構改革を踏まえ修正した。また、東京及び近隣4県を実情に合わせて関東地区とした。
- 3) 第5条
第6条の副会長選任に関連して2名に変更した。
- 4) 第6条
・ 会長の選任方法を実情を踏まえて変更した。

- ・副会長は取纏め年度の次年度までとした(次次年度は長いので)。選任方法についても実情に合わせて変更した。
 - ・幹事に関しては、取纏め年度幹事と年次幹事とを区別して記述した。(年次幹事は各年度会員への連絡を円滑に行う上で重要であり明確にした。)
- 5) 第7条
 - ・行事準備の関係から引継ぎ時期を前倒し変更した。
 - ・年次幹事はの任期を実情に合わせて追加した。
 - ・顧問の任期は他の同窓会における任期を考慮し追加した。
 - 6) 第8条
 - ・取纏め年度幹事及び年次幹事の職務を明確にした。
 - ・会長が毎年交代すること、また、会として継続的かつ長期的な活動が必要であることを考慮して、顧問の職務及び活動方法を明確にした。
 - 7) 第9条

実情に合わせて事務局の担当者を変更した。
 - 8) 第11条
 - ・第7条との関連から役員会の開催時期を変更した。
 - ・役員全員の日程調整は物理的に困難であり、出席役員の出席に関して追加変更した。
 - 9) 第12条

工学部同窓会東京支部連絡会には長期の役員経験を持つ有識者の出席が妥当であり、選任方法も含め変更した。

なお、全学対象の北大東京同窓会との関連も審議されたが、北工会同窓会とは別に会費を徴収している会であり、会員も本会員とは一致しないことから、本会則においてはこの関係に言及せず、第3条は訂正しないこととした。

- <2> 平成23年11月26日の臨時役員会の打合せ結果を踏まえ、平成23年12月19日開催の役員会の承認を受け会則条文を改訂した。

変更理由に関しては以下の如くである。

- 1) 第6条

取纏め年度幹事に、取纏め年度会員以外の会員を加えることが出来ることとした。
- 2) 第7条

実態に合わせて、役員任期の基本的な開始月および終了月を変更した。
- 3) 第7条

当会運営経験者等からの貴重な意見の反映を維持するため、顧問の再任回数に制限を設けないこととした。

以上